

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第126号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市市民スポーツ会館について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市市民スポーツ会館の使用料の適正化を図るとともに、利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じるために、次のとおり京都市市民スポーツ会館条例を改正することとしました。

1 使用料の改定

ア 使用料（超過使用料を除く。）

区 分			使 用 料					
			改 正 前		改 正 後			
			アマチュア スポーツ	そ の 他	アマチュア スポーツ	そ の 他		
体 育 室	体育館 競技場 の全面 と併用 する場 合	休日等	円	円	円	円		
			午前 8 時から正午まで	8,800	23,800	<u>9,050</u>	<u>24,480</u>	
			午前 9 時から正午まで	7,000	22,000	<u>7,200</u>	<u>22,620</u>	
			午後 1 時から午後 5 時まで	12,000	35,000	<u>12,340</u>	<u>36,000</u>	
			午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	21,000	62,000	<u>21,600</u>	<u>63,770</u>	
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	16,000	48,000	<u>16,450</u>	<u>49,370</u>	
			午前 8 時から午後 10 時まで	41,800	120,800	<u>42,990</u>	<u>124,250</u>	
			午前 8 時から午後 9 時まで	36,800	106,800	<u>37,840</u>	<u>109,850</u>	
		その他の日	午前 9 時から午後 10 時まで	40,000	119,000	<u>41,140</u>	<u>122,390</u>	
			午前 9 時から午後 9 時まで	35,000	105,000	<u>35,990</u>	<u>107,990</u>	
			午前 8 時から正午まで	7,500	18,500	<u>7,710</u>	<u>19,020</u>	
			午前 9 時から正午まで	6,000	17,000	<u>6,170</u>	<u>17,480</u>	
				午後 1 時から午後 5 時まで	9,000	26,000	<u>9,250</u>	<u>26,740</u>
				午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	17,000	49,000	<u>17,480</u>	<u>50,400</u>

			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	13,000	38,000	<u>13,370</u>	<u>39,080</u>	
			午前 8 時から午後 10 時まで	33,500	93,500	<u>34,440</u>	<u>96,160</u>	
			午前 8 時から午後 9 時まで	29,500	82,500	<u>30,330</u>	<u>84,840</u>	
			午前 9 時から午後 10 時まで	32,000	92,000	<u>32,900</u>	<u>94,620</u>	
			午前 9 時から午後 9 時まで	28,000	81,000	<u>28,790</u>	<u>83,300</u>	
	その他	休日等	全面使用 (1 時間につき)			1,800	<u>1,850</u>	
		その他の日				1,500	<u>1,540</u>	
第 1 会議室	体育館競技場の 全面と併用する 場合		午前 8 時から正午まで			2,900	<u>2,980</u>	
			午前 9 時から正午まで			2,300	<u>2,360</u>	
			午後 1 時から午後 5 時まで			2,300	<u>2,360</u>	
			午後 5 時 30 分から午後 10 時まで			5,000	<u>5,140</u>	
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで			3,800	<u>3,900</u>	
			午前 8 時から午後 10 時まで			10,200	<u>10,480</u>	
			午前 8 時から午後 9 時まで			9,000	<u>9,240</u>	
			午前 9 時から午後 10 時まで			9,600	<u>9,860</u>	
			午前 9 時から午後 9 時まで			8,400	<u>8,620</u>	
		そ の 他		午前 8 時から正午まで			4,700	<u>4,830</u>
			午前 9 時から正午まで			4,100	<u>4,210</u>	
			午後 1 時から午後 5 時まで			5,700	<u>5,860</u>	
			午後 5 時 30 分から午後 10 時まで			7,800	<u>8,020</u>	
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで			6,600	<u>6,780</u>	
			午前 8 時から午後 10 時まで			18,200	<u>18,710</u>	
			午前 8 時から午後 9 時まで			17,000	<u>17,470</u>	
			午前 9 時から午後 10 時まで			17,600	<u>18,090</u>	
			午前 9 時から午後 9 時まで			16,400	<u>16,850</u>	
第 2 会議室, 第 3 会議室	体育館競技場の 全面と併用する		午前 8 時から正午まで			1,800	<u>1,850</u>	

議室及び第4会議室	場合	午前 9 時から正午まで	1,500	<u>1,540</u>
		午後 1 時から午後 5 時まで	1,500	<u>1,540</u>
		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	3,200	<u>3,290</u>
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	2,500	<u>2,570</u>
		午前 8 時から午後 10 時まで	6,500	<u>6,680</u>
		午前 8 時から午後 9 時まで	5,800	<u>5,960</u>
		午前 9 時から午後 10 時まで	6,200	<u>6,370</u>
		午前 9 時から午後 9 時まで	5,500	<u>5,650</u>
	その他	午前 8 時から正午まで	3,000	<u>3,080</u>
		午前 9 時から正午まで	2,700	<u>2,770</u>
		午後 1 時から午後 5 時まで	3,800	<u>3,900</u>
		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	5,000	<u>5,140</u>
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	4,300	<u>4,420</u>
		午前 8 時から午後 10 時まで	11,800	<u>12,120</u>
		午前 8 時から午後 9 時まで	11,100	<u>11,400</u>
		午前 9 時から午後 10 時まで	11,500	<u>11,810</u>
		午前 9 時から午後 9 時まで	10,800	<u>11,090</u>

イ 超過使用料 (1時間につき)

区 分			使 用 料			
			改 正 前		改 正 後	
			アマチュアスポーツ	そ の 他	アマチュアスポーツ	そ の 他
		円	円	円	円	
体 育 室	休 日 等	午 後	3,000	9,000	<u>3,080</u>	<u>9,250</u>
		夜 間	5,000	14,000	<u>5,140</u>	<u>14,400</u>
	その他の日	午 後	2,500	6,500	<u>2,570</u>	<u>6,680</u>
		夜 間	4,000	11,000	<u>4,110</u>	<u>11,310</u>
第 1 会 議 室	午 後		600		<u>610</u>	

	夜 間	1,200	<u>1,230</u>
第2会議室, 第3会議室及 び第4会議室	午 後	300	300
	夜 間	700	<u>720</u>

2 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入します。

この条例は、平成26年4月1日から施行します。ただし、2については、平成27年4月1日から施行します。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第126号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項から第2会議室、第3会議室及び第4会議室の項までを次のように改める。

体育室	アマチュアス 体育館競技場の全面と併用	A	9,050	A	7,710	12,340	9,250	C	21,600	C	17,480	E	42,990	E	34,440			
		B	7,200	B	6,170			D	16,450	D	13,370	F	37,840	F	30,330			
												G	41,140	G	32,900			
												H	35,990	H	28,790			
	併用する場合 その他	A	24,480	A	19,020	36,000	26,740	C	63,770	C	50,400	E	124,250	E	96,160			
												F	109,850	F	84,840			
												G	122,390	G	94,620			
		B	22,620	B	17,480			D	49,370	D	39,080	H	107,990	H	83,300			
	全面使用(1 その他時間につき)												E	1,850	E	1,540		
	部分使用別に定める。																	
第1会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	2,980			2,360			C	5,140			E	10,480				
											F	9,240						
		B	2,360								D	3,900			G	9,860		
															H	8,620		
	その他	A	4,830			5,860			C	8,020			E	18,710				
															F	17,470		
															G	18,090		
		B	4,210								D	6,780			H	16,850		
第2会議室	体育館競技場の全面と併用	A	1,850			1,540			C	3,290			E	6,680				

議室、第3会議室及び第4会議室 その他	B	1,540	3,900	D	2,570	F	5,980
						G	6,370
	A	3,080	3,900	C	5,140	E	12,120
						F	11,400
	B	2,770	3,900	D	4,420	G	11,810
						H	11,090

別表第2備考以外の部分中

円	円	円	円
3,000	2,500	5,000	4,000
9,000	6,500	14,000	11,000
600		1,200	
300		700	

を

円	円	円	円
3,080	2,570	5,140	4,110
9,250	6,680	14,400	11,310
610		1,230	
300		720	

に改める。

第2条 京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「体育室又は会議室を使用しよう」を「会館を利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管

理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「体育室又は会議室を使用する」を「会館を利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第4項中「使用者」を「利用者」に、「使用した」を「利用した」に、「体育室又は会議室」を「会館」に改め、「限る。）は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第1備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に改め、同備考3中「使用した」を「利用した」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請

その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市市民スポーツ会館条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)